

一般社団法人練馬区産業振興公社

個人情報保護に関する規程

(平成17年11月9日規程第30号)

最近改正 平成28年3月24日議案第13号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人練馬区産業振興公社（以下「当法人」という。）が保有する個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、事業の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報 当法人の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当法人が保有している個人情報をいう。
- (3) 区民等 当法人により個人情報が保有されている区民および区民以外の者をいう。
- (4) 電子計算組織 与えられた処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子計算機器の組織をいう。

(当法人等の責務)

第3条 当法人は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し、必要な措置を講ずるとともに、個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

- 2 当法人の社員および役員ならびに職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第2章 個人情報の収集

(適正収集)

第4条 当法人は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う業務の目的を明確にし、当該業務の目的の達成に必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって本人から直接収集しなければならない。

(本人以外のものからの収集)

第5条 当法人は、前条の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、個人情報をも本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令および条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (5) 練馬区その他の行政機関が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(要注意情報の収集禁止)

第6条 当法人は、つぎに掲げる事項（以下「要注意情報」という。）に係る個人情報を、収集してはならない。

- (1) 思想、信条および宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

2 当法人は、前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、要注意情報に係る個人情報を収集することができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができない場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(収集に際しての利用目的の通知等)

第7条 当法人は、個人情報を収集した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、または公表しなければならない。

2 当法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項について同じ。）に記載された当該本人の個人情報を収集する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を収集する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 当法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表しなければならない。

4 前3項の規定は、つぎに掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- (2) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該法人の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 練馬区その他の行政機関が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第3章 個人情報の管理

(保有個人情報に関する事項の公表等)

第8条 当法人は、保有個人情報取扱事務に係る目録を作成して公表し、かつ一般の閲覧に供しなければならない。ただし、当法人の職員または職員であった者に係る事務については、この限りでない。

2 当法人は、保有個人情報に関し、つぎに掲げる事項について、本人に知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かななければならない。

- (1) 当該保有個人情報を取り扱う組織の名称
- (2) すべての保有個人情報の利用目的
- (3) 開示の申出、訂正の申出、利用停止の申出に応じる手続（費用の負担に関し定めたときは、その負担の額を含む。）
- (4) 保有個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

(適正管理)

第9条 当法人は、保有個人情報の適正な管理および安全の保護を図るため、つぎに掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報を正確かつ最新なものとする。
- (2) 保有個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止すること。

2 当法人は、保有の必要がなくなった保有個人情報については、これを速やかに廃棄し、または消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要のあるものについては、この限りでない。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第10条 当法人は、保有個人情報の適正な管理および安全の保護を図るため、個人情報保護管理責任者を置かななければならない。

(職員の研修)

第11条 当法人は、個人情報を収集または保有個人情報を管理もしくは利用する職員に対し、個人情報の保護に関し必要な知識を付与し、意識の向上を図るため研修を行わなければならない。

(委託等に係る措置)

第12条 当法人は、個人情報を取り扱う事務を委託（業務の委託、請負契約の締結、派遣労働者の受入れその他の名称のいかんを問わず当法人がその権限に属する事務事業の全部または一部の処理を当法人以外のものに依頼することをいう。以下同じ。）しようとするときは、その委託契約等において、個人情報を保護するために必要な措置を講じ

なければならない。

(受託者等の責務)

第13条 当法人から個人情報を取り扱う事務を受託したものは、個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止し、適正な管理および安全の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託事務に従事する者または従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、または当該受託事務以外の目的に使用してはならない。

(練馬区が保有する個人情報に係る受託等に伴う措置)

第14条 当法人は、練馬区が保有する個人情報を取り扱う事務を受託しようとするとき(指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。))として公の施設の管理を行うときを含む。)は、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

第4章 個人情報の利用

(適正利用)

第15条 当法人は、保有個人情報を、当該個人情報を取り扱う事務の目的に則して適正に利用しなければならない。

(第三者提供)

第16条 当法人は、本人の同意を得た場合は、保有個人情報を当法人以外のものへ提供(以下「第三者提供」という。)することができる。

2 前項に定める場合のほか、つぎの各号のいずれかに該当するときは、本人の同意を得ないで第三者提供をすることができる。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 練馬区その他の行政機関が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 当法人は、前項の規定により第三者提供をするときは、本人および第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

4 当法人は、第三者提供をしたときは、本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

5 当法人は、第三者提供するときは、第三者提供を受けるものに対し、提供に係る保有個人情報の使用目的もしくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、またはその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めなければならない。

(第三者提供の制限)

第17条 当法人は、第三者に提供される保有個人情報について、本人の求めに応じて当該

本人が識別される保有個人情報の第三者への提供を停止することとしている場合であつて、つぎに掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態においては前条第3項の規定にかかわらず、当該保有個人情報を第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (2) 第三者に提供される保有個人情報の記録項目
 - (3) 第三者への提供の手段または方法
 - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される保有個人情報の第三者への提供を禁止すること。
- 2 当法人は、前項第2号または第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(電子計算組織の結合)

第18条 当法人は、保有個人情報を提供し、または個人情報の提供を受けるため、当法人の電子計算組織と当法人以外のものの電子計算組織とを通信回線その他の方法により結合するときは、個人情報について必要な保護措置を図らなければならない。

- 2 当法人は、前項の規定により、当法人の電子計算組織と当法人以外のものの電子計算組織とを結合したときは、本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 3 当法人は、第1項の規定による結合をした場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、提供先等に対して調査を行い、必要に応じて報告を求めるものとする。
 - (1) 提供する保有個人情報または提供を受ける個人情報について、漏えい、改ざん等が行われ、または行われるおそれがあるとき。
 - (2) 提供した保有個人情報について提供する目的の範囲を超えて利用もしくは提供が行われ、または行われるおそれがあるとき。
 - (3) 事故、災害等が発生した場合で、保有個人情報の適正な管理および安全の保護を図るため必要と認めるとき。
- 4 当法人は、前項に規定する調査または報告の結果に基づき必要があると認めるときは、第1項の規定による結合の一時中断等提供する保有個人情報および提供を受ける個人情報の保護に関し必要な措置を講じるものとする。

第5章 自己情報の開示、訂正および利用停止等の申出

(開示の申出ができる者)

第19条 何人も、当法人に対し、当法人が保有する自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示の申出（以下「開示の申出」という。）をすることができる。

- 2 未成年または成年被後見人の法定代理人または開示の申出をすることにつき本人が委任した代理人（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって開示の申出をすることができる。

(開示の申出の方法)

第20条 前条の規定に基づき開示の申出をしようとする者は、当法人に対して、つぎに

掲げる事項を記載した開示申出書を提出しなければならない。

- (1) 開示の申出をしようとする者の氏名および住所
- (2) 開示の申出に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 開示の申出をしようとする者は、当法人に対して、自己が当該開示の申出に係る保有個人情報の本人またはその法定代理人等であることを証明するために必要な書類で別に定めるものを提出し、または提示しなければならない。

3 当法人は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示の申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めるとし、開示申出者が補正を行わない場合には、当該開示の申出に応じないことができる。

（開示の申出に対する決定）

第21条 当法人は、開示の申出があった日の翌日から起算して15日以内に、開示申出者に対して、開示の申出に係る保有個人情報の全部もしくは一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）または開示しない旨の決定（第27条の規定により開示の申出を拒否するときおよび開示の申出に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 当法人は、前項の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示申出者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 当法人は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等をするができないときは、開示の申出があった日の翌日から30日（次条の規定により第三者に対する意見を述べる機会を与えたときは60日）を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、当法人は、速やかに延長後の期間および延長の理由を開示申出者に書面により通知しなければならない。

4 当法人は、第1項の規定により開示の申出に係る保有個人情報の全部または一部を開示しないときは、開示申出者に対し、第2項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定および当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

5 当法人は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る保有個人情報に当法人以外のものとの間における協議、協力等により作成し、または取得した個人情報があるときは、あらかじめこれらのものの意見を聴くことができる。

（第三者に対する意見を述べる機会の付与）

第22条 当法人は、開示の申出に係る保有個人情報に当法人および開示の申出者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に、意見を述べる機会を与えるものとする。

（開示の方法）

第23条 保有個人情報の開示は、当法人が第21条第2項の規定による通知書により指定する日時および場所において行う。この場合において、開示申出者は、当法人に対し、自己

が当該開示申出に係る保有個人情報の本人またはその法定代理人等であることを証明するために必要な書類で別に定めるものを提出し、または提示しなければならない。なお、本人が委任した代理人による開示の申出に対して、本人のみに開示することを妨げない。

- 2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図面または写真に記録されているときは閲覧または写しの交付により、フィルムに記録されているときは視聴または写しの交付により、電磁的に記録されているときは視聴、閲覧、写しの交付等で別に定める方法により行う。
- 3 当法人は、開示の申出にかかる保有個人情報が記録された文書等を直接開示することにより、当該保有個人情報が記録された文書等の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報が記録された文書等の写しにより開示することができる。

(保有個人情報の開示義務)

第24条 当法人は、開示の申出があったときは、開示の申出に係る保有個人情報につき各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示申出者（第19条第2項の規定により未成年者または成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示の申出をする場合にあつては、当該本人をいう。次号および第3号ならびに第25条第2項において同じ。）の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示申出者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、つぎに掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定によりまたは慣行として開示申出者が知ることができ、または知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員および職員をいう。）および当法人の役職員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等および役職員の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（練馬区および当法人自身を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報または開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等または当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、つぎに掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、または生じるおそれがある危害から人の生命、身体または健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法もしくは不当な事業活動によって生じ、または生じるおそれがある支障から区民の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ アまたはイに掲げる情報に準じる情報であって、開示することが公益上特に必要であると認められるもの

(4) 開示することにより、人の生命、身体、自由もしくは財産の保護または犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

(5) 当法人ならびに国、独立行政法人等、練馬区、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれまたは不当に区民の間に著しい混乱を生じさせるおそれがあるもの

(6) 当法人が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、つぎに掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 検査または試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、当法人、国、独立行政法人等、練馬区、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(7) 法令等の規定により、開示することができないと認められる情報

(一部開示)

第25条 当法人は、開示の申出に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示の申出に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第26条 当法人は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報（第24条第7号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第27条 開示の申出に対し、当該開示の申出に係る保有個人情報が存在しているか否かを

答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当法人は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の申出を拒否することができる。

(訂正の申出ができる者)

第28条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当法人に対し、その訂正の申出をすることができる。

2 第19条第2項の規定は、訂正の申出について準用する。

(訂正の申出の方法)

第29条 前条の規定に基づき訂正の申出をしようとする者は、当法人に対して、つぎに掲げる事項を記載した訂正申出書を提出しなければならない。

- (1) 訂正の申出をしようとする者の氏名および住所
- (2) 訂正の申出をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 訂正の申出をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、または提示しなければならない。

3 第20条第2項および第3項の規定は、訂正の申出について準用する。

(訂正義務)

第30条 当法人は、訂正の申出があった場合において、当該訂正の申出に理由があると認めるときは、当該訂正の申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正の申出に対する決定)

第31条 当法人は、訂正の申出があった日から起算して20日以内に、必要な調査を行い、訂正の申出をした者（以下「訂正申出者」という。）に対して、訂正の申出に係る保有個人情報を訂正する旨または訂正しない旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしなければならない。ただし、第29条第3項において準用する第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 当法人は、前項の規定による訂正する旨の決定をしたときは、当該訂正の申出に係る保有個人情報を訂正した上、訂正申出者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 当法人は、第1項の規定による訂正しない旨の決定をしたときは、訂正申出者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

4 当法人は、第1項の規定による訂正しない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。

5 第21条第3項および第5項の規定は、訂正決定について準用する。

(利用停止の申出ができる者)

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報がつぎの各号のいずれかに該当すると認めるときは、当法人に対し、当該各号に定める措置の申出（以下「利用停止の申出」という。）をすることができる。

(1) 第4条または第5条もしくは第6条の規定に違反して収集されたとき、または第15条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止または消去

(2) 第16条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第19条第2項の規定は、利用停止の申出について準用する。

(利用停止の申出の方法)

第33条 前条の規定に基づき利用停止の申出をしようとする者は、当法人に対して、つぎに掲げる事項を記載した利用停止申出書を提出しなければならない。

(1) 利用停止の申出をしようとする者の氏名および住所

(2) 利用停止の申出をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止の申出の趣旨および理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 第20条第2項および第3項の規定は、利用停止の申出について準用する。

(利用停止義務)

第34条 当法人は、利用停止の申出があった場合において、当該利用停止の申出に理由があると認めるときは、当法人における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止の申出に係る保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障をおよぼすおそれがある場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(利用停止の申出に対する決定)

第35条 当法人は、利用停止の申出があった日から起算して20日以内に、必要な調査を行い、利用停止の申出をした者（以下「利用停止申出者」という。）に対して、利用停止の申出に係る保有個人情報の利用停止をする旨または利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第33条第2項において準用する第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 当法人は、前項の規定による利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止の申出に係る保有個人情報の利用停止をした上、利用停止申出者に対し、遅滞なく書面によりその旨の通知をしなければならない。

3 当法人は、第1項の規定による利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止申出者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

- 4 当法人は、第1項の規定による利用停止をしない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。
- 5 第21条第3項および第5項の規定は、利用停止決定等について準用する。

第6章 補則

(費用の負担)

第36条 第23条の規定により保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより費用の負担を求める。

(苦情の処理)

第37条 当法人は、当法人の個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 当法人は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(異議の申出)

第38条 開示申出者、訂正申出者または利用停止申出者は、当法人がした開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等について不服があるときは、当法人に対して書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

- 2 前項の異議申出は、開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。
- 3 第1項の異議申出があった場合は、当法人は、当該異議申出の対象となった開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等について再度の検討を行った上で、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。
- 4 前項の回答に係る決定は、異議申出が第2項の期間の経過後になされたものである等明らかに不適切なものを除き、原則として、一般社団法人練馬区産業振興公社情報公開および個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で行うものとする。
- 5 審査会は、当法人に置くものとし、その組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。この場合において、異議の申出の都度、審査会を置くことを妨げない。

(他の制度との調整)

第39条 この規程は、法令等の規定により開示等の申出その他これに類する申出に係る手続が定められている場合については、適用しない。

第7章 委任

(委任)

第40条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年11月9日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日において、当法人が既に行ったり現に行っている個人情報の収集、管理および利用ならびに電算処理等については、本規程の規定により行った個人情報の収集、管理および利用ならびに電算処理とみなす。
- 3 施行日前に開示申出者、訂正申出者または利用停止申出者が、当法人に対し、開示の申出、訂正の申出または利用停止の申出を行っている場合は、本規程の規定に基づき処理するものとする。
- 4 施行日前に開示申出者、訂正申出者または利用停止申出者が、当法人がした開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等について、異議申出を行っている場合は、本規程の規定に基づき処理するものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年5月15日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に行われている自己に関する保有個人情報の開示の請求のうち、改正前の有限責任中間法人 ねりまファミリーパック個人情報の保護に関する規程第20条の規定による決定がなされていないものについては、改正後の有限責任中間法人ねりまファミリーパック個人情報の保護に関する規程の規定を適用する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年3月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表（第36条関係）

区 分	費 用 の 額	
	電子複写機による写しまたは電磁的記録等を用紙に出力したものの交付	A3判以下黒単色刷り
A2判黒単色刷り		1枚につき 20円
A3判以下カラー刷り		1枚につき 50円
フロッピーディスク等の電磁的記録媒体に複写したものの交付	3.5インチフロッピーディスク（2HDおよび2DD）に複写	1枚につき 100円
	その他の電磁的記録媒体に複写	記録媒体の購入に要する費用相当額

録音テープ	録音テープ (120分まで) に複写	1本につき 200円
ビデオテープ	ビデオテープ (120分まで) に複写	1本につき 400円
写しの交付を郵送にて行う場合	郵送料相当額	